

平成25年甲賀広域行政組合議会第1回臨時会 議決結果

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第6号	甲賀広域行政組合職員の給与の特例に関する条例の制定について	H25.6.28	原案可決
議案第7号	平成25年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について	H25.6.28	原案可決
議案第8号	財産の取得について	H25.6.28	原案可決

議案第 6 号

甲賀広域行政組合職員の給与の特例に関する条例の制定について

甲賀広域行政組合職員の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年6月28日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中 嶋 武 嗣

平成25年6月28日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服 部 治 男

甲賀広域行政組合職員の給与の特例に関する条例

(甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の特例)

第1条 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第19号。以下「給与条例」という。）第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（当該職員が給与条例附則第6項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた給料月額をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	1級及び2級	100分の1.1
	3級及び4級	100分の3.1
	5級	100分の5.1
	6級	100分の6.1
	7級	100分の7.1

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 給与条例第28条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額
 - ア 給与条例第28条第1項 前項及び前号に定める額
 - イ 給与条例第28条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 給与条例第28条第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第18条から第20条まで及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第25条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する規則で定める時間を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を

乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 4 特例期間においては、給与条例附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号及び前項の規定の適用については、第1項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から給与条例附則第8項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号ア中「前項及び前号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前号」と、同号イ中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、同号ウ中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第10項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の特例)

- 第2条 特例期間においては、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年甲賀郡行政事務組合条例第2号)第21条の規定の適用については、同条中「同条例第25条」とあるのは、「職員の給与の特例に関する条例(平成25年甲賀広域行政組合条例第 号)第1条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例)

- 第3条 特例期間においては、甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年甲賀郡行政事務組合条例第4号)第15条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第25条」とあるのは、「職員の給与の特例に関する条例(平成25年甲賀広域行政組合条例第 号)第1条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(端数計算)

- 第4条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

議案第7号

平成25年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

平成25年度甲賀広域行政組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,224,359千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年 6月28日 提出
甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成25年 6月28日 原案可決
甲賀広域行政組合議長 服部 治男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		7,500千円	3,500千円	11,000千円
1. 繰越金		7,500	3,500	11,000
補正されなかった款に係る額		3,213,359		3,213,359
歳入	合計	3,220,859	3,500	3,224,359

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費		1,228,978 千円	3,500 千円	1,232,478 千円
	1. 清掃費	1,228,978	3,500	1,232,478
補正されなかつた款に係る額		1,991,881		1,991,881
歳出合計		3,220,859	3,500	3,224,359

議案第 8 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号並びに甲賀広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年 6月28日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中 嶋 武 嗣

平成25年 6月28日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服 部 治 男

- 1 財産の名称、数量 水槽付消防ポンプ自動車 1台
- 2 購入予定価格 41,475,000円
(うち消費税 1,975,000円)
- 3 購入先 滋賀県東近江市沖野一丁目1番37号
株式会社斉藤ポンプ工業
代表取締役 斉藤 香一